

入札監理小委員会  
第439回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第439回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年11月18日（金）13:40～16:22

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

- 警察庁の行政情報管理システム業務プログラム（Ⅰ及びⅡ）開発及び保守業務（警察庁）
- 警察庁の事前旅客情報照会業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務（警察庁）
- 能力開発基本調査（厚生労働省）
- 国際航空旅客動態調査（国土交通省）
- 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査（環境省）

### 2. その他

#### <出席者>

##### （委員）

石堂主査、井熊副主査、梅木副主査、宮崎専門委員、早津専門委員、廣松専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

##### （警察庁）

情報管理課 降旗課長、中井課長補佐、大崎課長補佐、羽瀧係長

##### （厚生労働省）

職業能力開発局 総務課 基盤整備室

山口室長、内藤企画調整係長、石田企画調整係員

##### （国土交通省）

航空局 航空ネットワーク部 空港施設課 空港施設高度利用推進室

勝谷室長、大谷課長補佐、稲又専門官、長尾係員

(環境省)

水・大気環境局 水環境課 甲斐主査、廣田排水基準係長

(事務局)

栗原参事官、新井参事官

(警察庁、傍聴者入室)

○石堂主査 それでは、ただいまから第439回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は警察庁の行政情報管理システム業務プログラム（Ⅰ及びⅡ）開発及び保守業務の実施要項（案）、同じく警察庁の事前旅客情報照会業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務の実施要項（案）、厚生労働省の能力開発基本調査の実施要項（案）、国土交通省の国際航空旅客動態調査の実施要項（案）、環境省の水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、警察庁の行政情報管理システム業務プログラム（Ⅰ及びⅡ）開発及び保守業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、警察庁情報管理課降旗課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○降旗課長 警察庁の降旗でございます。よろしく申し上げます。

本日は、次期行政情報管理システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務、他2件の調達に必要な入札実施要項（案）についてご審議いただく機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回ご審議いただくものにつきましては、各仕様書案を警察庁内部で検討いたしまして、平成28年8月から9月に意見招請を行い、その結果を反映したものとなっております。

まず、業務プログラムⅠについてご説明をいたします。3/286というページをお開きください。

行政情報管理システムは、警察行政事務に必要な各種情報を警察庁の電子計算機で一元的に管理し、都道府県警察からのさまざまな照会に回答するものでございます。現行システムは、平成24年度から25年度にプログラム開発・整備を行いまして、平成26年3月から運用を開始いたしました。平成31年2月末に運用期限を迎えることから、平成29年度から30年度にプログラム開発、同保守、システム構築及び機器の賃貸借の調達を行いまして、平成31年3月から次期システムの運用を開始するものとなっております。

本実施要項は、6つの業務プログラムの開発並びに開発いたしましたプログラムの保守を対象といたしておりまして、システム構築並びに機器の賃貸借は平成30年度の調達でございまして、対象外といたしております。

まず、プログラム開発は、ベンダーロックイン、すなわち業者依存性を排除する観点か

ら、ソースコードが公開されておりますオープンソースソフトウェアをOS、ミドルウェアに指定いたしまして、次期システムは無論、次々期更新時にあっても、ハードの調達において競争性を確保する所存でございます。

また、現行プログラムは、このオープンソースソフトウェアをベースとして開発されていないために、本調達では現行プログラムの全面的な作り直しを想定してございます。したがって、次期のプログラム開発は割高になるものの、現行業者の優位性を相当程度減じることができると考えてございます。

次に、2の(2)でございます。本実施要項で対象といたします6つの業務についてお示ししてございます。

1つ目、警備業管理業務でございます。これは警備業法に基づいた警備業情報を集約いたしまして、都道府県警察からの照会に対する回答、各種統計表の作成を行うなどの業務でございます。

銃砲登録照会業務でございます。これは銃砲刀剣類所持等取締法に基づいた銃砲情報を集約するなどの業務を対象としてございます。

風俗営業等管理業務でございます。これは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づきました風俗営業情報を集約し、扱うものでございます。

探偵業管理業務でございます。これは探偵業の業務の適正化に関する法律に基づいた探偵業情報を集約いたしまして、サービスする業務でございます。

インターネット異性紹介事業管理業務でございます。これはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づいた出会い系情報を集約し、サービスする業務でございます。

古物営業管理業務でございます。これは古物営業法及び質屋営業法に基づいた古物営業情報を集約し、サービスする業務となっております。

お配りしております業務資料のポンチ絵をごらんください。このとおりプログラム開発では、6つの業務プログラムの設計、開発、導入等のほか、完成図書の作成を実施していただくこととなっております。また、ここに書いてございますマスタデータの移行につきましては、例えば別添1の行政情報管理システム警備業管理業務用プログラム仕様書であれば、43/286ページをごらんいただけますでしょうか。ここの10.1.3にお示ししましたとおり、次期システムへのデータの移行を行うためのツールを作成していただくという内容でございます。他の業務も同様でございます。

本調達にありましては、共通のサブプログラムを活用することで開発効率が上がるよう業務をまとめました。また、プログラム開発工数を官側で見込んだ上で、中小業者でも参加しやすいよう業務プログラムⅠと、後ほどご説明いたしますⅡに分けてございます。

なお、行政情報管理システムの各プログラム仕様書につきましては、先ほど申し上げたように、平成28年8月から9月、当庁において意見招請を行いました。これに応じた10業者からは、このたびの調達単位において開発業務数をさらに減らしてほしいという意見は伺っておりません。

同じく業務概要の資料のポンチ絵にありますプログラム保守では、開発した業務プログラムの不具合修正や保守作業を行う際の動作試験、技術的な問い合わせへの対応を実施していただくこととしてございます。

4/286にお戻りください。ここの2項(3)をごらんいただきたいと思います。行政情報管理システムでは、業務間での連携をとり、必要なデータベースを検索するなどの機能を有します。例えば警備業管理業務では、銃砲登録照会業務のデータベースを参照するほか、中継サーバを介しまして、お配りしているポンチ絵右上にございます、別システムと記載している警察庁のホストシステムから所要のデータを取り込むという仕組みになってございます。

次に、5/286ページをごらんください。(6)に確保されるべき対象業務の質について記載してございます。

開発スケジュールの遵守に加え、障害等で技術者の派遣要請があった場合の駆けつけ時間を、当日または翌執務時間内といたしました。

また、障害報告に要する時間につきましては、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)作成の情報システムに係る政府調達へのSLA導入ガイドラインに従いまして、契約締結後につくりますSLAによって取り決めるといたしました。

同様に、技術的な問い合わせに対する回答時間もこのSLAで取り決めることにいたしました。

なお、障害報告に要する時間と問い合わせに対する回答に要する時間につきましては、コンピューターシステムを対象としている性質上、障害の内容あるいは質問の内容によって、報告や回答に長時間を要することも十分考えられます。したがって、期限内に報告できない場合は、当庁と協議するとともに、中間報告をしていただく旨を(6)のウ、エに記載してございます。

情報漏えい件数は、警察業務の性格上ゼロといたしました。

次に、(7) 創意工夫の発揮の可能性についてでございます。232/286をお開きください。別添8、総合評価基準でございます。これは質の向上の観点から提案をいただく中で、請負者の創意工夫を反映して公共サービスの質の向上を図っていくものでございます。この基準では、業務プログラムの開発を対象としております関係から、画面レイアウトのデザイン、配色、データ入力の際の容易性、保全上有益なログの項目の追加などを、創意工夫として記載をしております。

次、8/286にお戻りください。スケジュールについてでございます。現行システムでは平成31年2月までの運用ということから、次期システムは平成31年3月からの運用開始を予定しております。プログラム保守は、平成34年3月までの実施とさせていただきます。

入札公告は29年3月中旬、入札書及び企画書の提出期限は同5月中旬。したがって、2カ月間の確保をいたしました。契約締結は29年6月下旬でございます。

また、別に調達いたしますハードウェアにつきましては、契約締結を平成30年4月下旬といたしまして、平成30年11月から警察庁の環境下で各種のテストを、業者協力のもとやっていただくということになります。

9/286ページをごらんください。6でございます。請負者を決定するための評価の方式でございます。一般競争入札を行い、総合評価落札方式で事業者を決定いたしたいと思っております。

プログラム開発につきましては、総合評価いたしまして、まず価格点と技術点に配分をいたしました。これは関係省庁申し合わせの情報システムの調達に係る総合評価落札方式のガイドラインがございまして、これに基づいて1対1として、それぞれ1万点満点としております。また、技術点につきましては、必須項目の基礎点並びに創意工夫を反映した加点からなり、合計を1万点といたしてございます。加点につきましては、具体的な提案がなされたものにそれぞれ行い、中でも最もすぐれたものに対してさらに追加をいたします。後者の判定につきましては、警察庁の総合評価委員会で組織的に行うということでございます。

284/286をお願いいたします。情報の開示についての別添9でございます。別添9の1項のとおり、現行システムでは平成24年度から25年度で、プログラム開発を行っております。当時はプログラム保守の契約を結んでおらず、一連の対応として、プロ

グラムの瑕疵の対応の中で不具合の修正を実施してございました。

そういう経緯もございまして、285ページの4項では瑕疵対応の件数を記載いたしました。これまでに発生した瑕疵につきましては、全て適正に対応していただきました。なお、注記事項にお示ししましたとおり、技術者の駆けつけ時間、障害報告に要する時間及び回答に要する時間につきましては、現行契約では設定しておりませんでした。また、情報漏えいは発生してございません。

10/286にお戻りください。7項(2)のとおり、潜在的な事業者を掘り起こすという観点から、従来の実施方法について業界の方々からの要望に応じ、関係法令、機密性等に照らし合わせて、適切かつ広く資料を閲覧できるようにしたいと考えてございます。具体的には、プログラムリスト等の現行プログラム関連ドキュメントを開示いたします。また、4/286の表1でお示ししました各業務の連携に必要なインターフェースも開示いたします。さらに、警察庁と都道府県警察のシステム間の通信手順は、従来の警察庁オリジナルなものから、汎用のREST手順に変更いたしまして、その詳細も開示します。これによって参入障壁の低下ができると考えてございます。

以上、駆け足でございますが、次期行政情報管理システム業務プログラムIのご説明をいたしました。

引き続きまして、同IIの資料についてご説明をいたします。重複を避けながら進めさせていただきます。

本実施要項では、5つの業務プログラムの開発並びに保守を対象といたしてございます。3/239をお願いします。

2項をごらんください。(2)でございまして、5業務についてご説明いたします。

相談情報管理業務は、相談情報を集約して都道府県警察からの照会、回答、各種統計の作成を行う業務でございます。

ストーカー情報管理業務は、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づいたストーカー行為等に関する情報を集約し、サービスするものでございます。

配偶者暴力情報管理業務でございます。これは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づいた配偶者暴力に関する情報を集約し、サービスするものでございます。

遺失物管理業務でございます。遺失物法に基づいた遺失物に関する業務を集約し、サービスするものでございます。



身元確認照会業務でございます。これは行方不明者発見活動に関する規則に基づいた身元確認情報及び死体取扱規則、DNA型記録取扱規則及び行方不明者発見活動に関する規則に基づいた身元確認DNA情報に関する情報を集約し、サービスするものでございます。

4/239、(5)以降はIと同様でございます。

以上、ご説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。この事業はまだまだ入札の競争性に改善があるということで、同じ企業がずっと落札をしているということから、競争性を十分発揮させるということと、あとは警察のシステムであるということ、過度な不安感などを持たせないということが大事かと思えます。

まず、現行のシステムから今回のシステムに移行することについて、既存事業者が有利にならないように、マスタデータの移行といったところでどのような配慮が行われているのか。それから、現行システムと新しいシステムというのは全く違うものになって、接続点はただデータの移行だけなのかとか、その辺が知りたいということでもあります。

それから、あとはA-2-1の確保されるべき対象業務の質のところ、例えば技術者の駆けつけ時間で、要請があった場合は技術者を派遣することとありますが、例えば現在の契約の中でどのくらいこういうことが行われているのかという実績のデータを出したほうが、このくらい見込んでいけばいいんだということがわかるのではないかと思います。

あと、情報漏えい件数ですけれども、1枚目の資料の5/286に書いてある「個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報の漏えい件数が0件であること」と書いてあるのは、この文だけ読むと、システムの問題で情報が漏えいしたということじゃなくて、業務活動を通じて知り得た情報を漏えいするなというふうに読めるんですけれども、もしそうであれば、これは確保されるべき対象業務の質に書く必要はなくて、契約をやるときに守秘義務条項というのがあるはずで、そこの中に記載されている条項だと思うので、質ということであえて定義して、過剰な警戒感を与える必要はないのではないかと思います。

あともう一つ、総合評価のところ、加点のところを見ていると、具体的かつ明確に提案されているかということがほとんどの項目について書かれていて、チャレンジャーがこう

いうふうにやったらもっとうまくやるとか、新しい提案をする余地が少ない評価項目に見えるということです。

以上です。

○降籙課長 いっぱいありまして覚えてないんですが、まずデータの移行につきましては、現行システムからのデータの移行は官側で行います。したがって、次期システムの業者さんも負荷とはならないと考えてございます。

○井熊副主査 だから、そこはだれでも平等だということですね。

○降籙課長 はい。それから、現行プログラムはほぼ作り直しと考えてございます。それはOS、ミドルウェアなるものを変えてしまうからです。したがって、現行業者の優位性は相当程度減できると考えてございます。

総合評価のところは、当方の仕様書は別添資料も含めまして画面レイアウト、フロー等、細部にわたって決めます。これは警察業務をやっていく上でどうやって進めればいいのかということを、捜査当局といろいろ詰めた結果のものになってございますので、結果、こういう記載となってございます。

○井熊副主査 あまり提案性はないということですか。

○降籙課長 はい。もしもあるならば、意見招請の過程で言っていただくというチャンスはございます。

○井熊副主査 確保される質のところですね。

○石堂主査 情報漏えいの話はまだですね。

○降籙課長 285/286をごらんいただけますでしょうか。4項のところでは障害対応の件数は記してございます。

○石堂主査 あと、情報漏えいに関してはここに書くのは適切でないんじゃないかというのがありましたけれども、それはいかがですか。

○降籙課長 検討させてください。そういうご意見があったので、ここから除くことも十分ありと考えてございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○大山専門委員 ちょっとわからないことがあるのでお聞きしますが、まず先ほどSLAを結ぶというのは、別途SLAという話ですが、SLAは今の話だと別契約にするという意味でおっしゃっているのか。それとも価格に含めるという意味でおっしゃっているのかで、後出しじゃんけんにならないですかというのがちょっと気になります。その点が1点

目。

2点目は、マスターデータの移行に関して官側が行うという話ですが、その件はこの仕様書の中のどこで読み取れるのかというのを明確にさせていただきたい。

3つ目は、今のシステムが瑕疵の話でいろいろ修正を行ったという説明をいただいたので、ある程度は理解できるんですけども、フローも含めて業務自体の規模、あるいは業務のやり方に変更があったのか。要するに拡大されたからフローが変わったか。そうすると、コンピューターシステムもプログラムが変わるので、そういう意味で何らかの、瑕疵と言っているけれども、実際には改修を行っているようなことが今まであったのかどうか。

それはどれくらいの規模かによるんですけども、金額を見ると、概算要求レベルの話ししか我々は見せていただいてませんから、かなり額が違うと。そうすると、もともと業務が変わってないとするば、現業者が圧倒的に有利なのはある意味当たり前で、全部知っているから言語の変更だけで、あるいは構成でそんなにかかるのかということについて、なぜこういう金額で概算、あるいは見積りをなさっているかということの説明いただきたいと思います。

○降旗課長 SLAにつきましては、本契約内で考えてございます。

それから、データ移行につきましては、43/286ページをお願いいたします。これは警備業管理業務用プログラムでございます。そのうちの10.1.3項、移行方法というのがございます。この中で「既存システムから出力したデータを」というふうになっています。これは主語は官側でございます。

○大山専門委員 それじゃ読めない。

○降旗課長 済みません。

○大山専門委員 そこは明確に書くほうがいいんじゃないですか。

○降旗課長 わかりました。

○大山専門委員 警察庁が実施するデータ移行作業を支援することって言われても、何をやるのかわからないと、そもそもの仕様がどうかも何も、警察庁側がそこに対しては責任を持って対応するなら、そのことを明確に書いてあげるだけで、ここに対する不安は大分変わると思うんです。

○降旗課長 わかりました。

○大山専門委員 済みません。今しゃべり出しちゃったので、1点目も。SLAがもしそうだとしたら、SLAの要求はどこに書いてあるのか教えていただけますか。SLAを結

ぶ以上、この条件だと言わないと金額が出ないので、それは後から結んでもだめだと思うんです。

○降旗課長 SLAに関する記載が不足してございます。追加させていただきます。

それから、瑕疵に対して。

○大山専門委員 業務の変更が今まであったのかどうか。だから、ソフトウェアの改修ですね。要は瑕疵だと、普通の考えだったら、何かで要求したものがうまく動作しないからというのは瑕疵でやる場合がありますが、そもそもソフトウェアの変更だとすると、それは別契約でやるのが一般的だと思うんです。

ただ、そちらの都合で瑕疵の云々の話で今までやってきたと。それはわかるので、そこについてどうこう言うつもりはないんだけど、変更があるのかどうか。変更がもしないとして、業務が同じだとしたら、この金額の差というのはどうしてこんなに変わるのかということをお聞きしたい。

○降旗課長 現行と次期の差ということでございますね。

○大山専門委員 話が2つあって、まず業務上、今のシステムについて、最初に開発した時点から業務の変更があって、あるいは追加があってソフトウェアの改修をやったかどうか。

○降旗課長 ございます。

○大山専門委員 そうすると、普通だとそれは本当は変更契約なので、契約を変更して普通はソフトの改修をやるのが一般的なんだけども、それはそうじゃなくて、今回、瑕疵でやりました。

○降旗課長 いえ、違います。そこは別契約を結んでございます。それは瑕疵とは関係ない分野です。

○大山専門委員 ああ、そうですか。そうすると、よくわからないのが、概算要求の中で保守と書いてあるのは、瑕疵に対することではなくてということですか。要は34年まで引っ張るという意味がわからないんですよ。

○降旗課長 このプログラム保守というのは、開発したプログラムに関する不具合修正、技術者の駆けつけ。

○大山専門委員 技術者の駆けつけ、そっちなんですか。

○降旗課長 そっちです。

○大山専門委員 そうすると、例えば業務上の変更が起きたときにプログラムの改修等が

必要になった場合は別契約で、そこは。

○降旗課長 改めて行います。

○大山専門委員 随契でやるんですか。

○降旗課長 それは一般競争をやります。

○大山専門委員 一般競争をやるんですか。ああ、そういうことね。

○降旗課長 規模にもよりますが、原則は一般競争でやります。

○大山専門委員 それじゃ、開発のところだけに絞ります、今度は。保守はもうわかったの。開発のところだけに絞ったときに、今のシステムと今回つくるシステムは、言語とかミドルウェア等が変わるのはわかりましたが、そうは言っても業務のフロー自体は変わるのか変わらないのかという話があって、変わらないとすれば、ソフトウェアをつくるときに新規参入の人が一番困るのは、業務フローがわからない、あるいは要件がわからないから、そこにお金がかかるんです、一般的に。

ということは、現行の業者は変わってないとすれば、そこは全部わかっているの、通常のICTの能力を持った人であれば、まして自分たちはつくったほうだったら、言語や構成を変えるなんていうのは非常に安易なはず。そうすると、そこで決定的な差がついて、なおかつ金額が全然違っているということに関する説明がいまひとつ僕にはわからなくて、そこについてはどういうお考えでこういう要求になったのかを教えてくださいと思います。

○降旗課長 現行システムでの予算額は、今回要求させていただくものよりも多うございました。でありますので、現行ではプログラム資産を活用したことができた事業者が使い回しをうまくやることによって、プログラムの価格を下げることもできたと考えてございます。今回は現行プログラムはほぼ使えないだろうという読みであります。

○大山専門委員 プログラムがそのまま使えるかどうかの問題は、プログラムの開発のときに大した時間じゃないんです。もちろん有利ですよ、全体的に見れば。一番大事なのは、設計のところから始まるので設計自体が変わらない。設計というのは、要は業務フローをどう落とし込むかなんだけれども、あるいはエラー処理をどうやるかとか、そういったところに一番費用がかかるのが普通なので、その意味でお聞きしたいのは現行業者のほうはるかに有利になっていませんか。競争性を上げるのであれば、言語を変えるとかという問題ではなくて、金額はわかりました、さっきのあれで。

それよりも今のソフトウェアの仕様も、流れも、どうやっているかが全部出せるかどうか

かにかかっているはずですが。それはそちらについてどういう対応、要するに競争性を上げるという本質に対する答えはどのようなふうにお考えでしょうかという質問です。

○降旗課長 現行プログラムに関しますドキュメント類は全て開示いたします。そういうことで何とか競争性を担保したいと考えてございます。

○大山専門委員 わかりました。ここの説明にそういうのが見えないので、そこを書いていただけると、今のことはそれで結構だと思います。ありがとうございました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員 先ほどもちょっと総合評価基準書のところで質問があったんですが、現行の総合評価基準を見ると、基本的には機能が実装されているか、特に基礎点の部分についてですが、という評価というか、基礎点の項目になっていて、これはそもそもこの業務を請け負う人たちは、この機能を実装しなければいけないというのはもともと仕様書に書かれているわけですから、やらなきゃいけないことだと思うんです。

そうすると、提案書の中にエビデンスとして何を入れれば、この基礎点を満足しているというふうに評価されるのかというのがよくわからなかったんです。例えば基本設計ぐらいいやって、それを出せと言っているのか。結局、何々をしなければいけないというふうに、もともとしてくださいというふうに仕様の中に書かれているわけですから、それをやるのは当たり前ですよ。どういう形で基礎点を評価されるのかというのがよくわからなかったんですが、そこを教えてくださいませんか。

○降旗課長 別途、指示事項で詳細なものを我々から提示いたします。したがって、それについてやれますという意味表示をよしとしています。

○小尾専門委員 そういうことだとすると、やると言えばいいということですか。

○降旗課長 一応根拠は示していただきます。

○小尾専門委員 そういうことですね。わかりました。

もう1点はいわゆる加算項目のところですが、加算項目のところについて画面遷移のようなもの、イメージをかけたというふうになっているわけですが、これについてはどうですか。画面設計などを示せみたいに見えてしまうんですが。

○降旗課長 当方からは概要を示してございます。それについてどこまで応えていただけるかというところにかかわってございます。

○小尾専門委員 概要と言っているのは、このようなフローを想定していますということに対して、ある程度の具体的な提案をしてほしいという意味ですか。わかりました。ここ

ら辺の部分についてあまり負荷をかけてしまうと、ある程度設計に入らないと提案ができないように受け取られてしまうので、そうなるとう新規参入の人にとっては大きな参入障壁になるかなと認識していますので、説明会等をもし開かれるのであれば、そこはうまく説明されるか何かしてください。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○廣松専門委員 単純な質問ですが、Ⅰのところて6業務ありますが、例えば234/286のところてそれぞれのプログラムに関して基礎点、加て項目があるんですけども、これは例えば6つ別々に契約できるということですか、それとも一括ですか。

○降旗課長 まとめます。

○石堂主査 これⅠもⅡも、資料によると15社説明会には来たけれども、実際に応札に来たのは2社しかなかったという、ちょっと寂しい状況で、それに対してアンケートをやったら、回答がなかったというのがありました。もう一つのほうは、アンケートをやったら自社がやれる仕事でなかった。この自社でやれる仕事でなかったというのは、まさか来なかった全社がこう言っているわけではないと思うんですけども。

特にちょっと気になったのが、アンケートを実施したけれども、回答がなかったというところは、回答がなかったから、それでやめちゃったということなのか。応札者を増やす努力として、アンケートで答えていただけなければ、二の矢三の矢でどういふ状況だったか警察庁のほうで迫っていただかないと、回答しないほうが悪いんだというんじや、ちょっと済まないと思いますので、そこをまたご努力いただければありがたいと思いました。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○早津専門委員 ちょっと細かい点で恐縮なんですけども、13/286のオの(イ)の「なお」以下ですけども、「契約を解除したとき」の3行下に、「対象業務の処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない」とあるんですけども、対象業務という言葉は上で全体業務のことを指しているように読めるので、これは引き継ぎ処理のことをおっしゃっているという理解になりますか。そうでないと、対象業務の処理が終わるまで全部、解約後もやれというふうに書いているわけではないんだろうと思っただんですけども、引き継ぎですよね。

○降旗課長 はい。

○早津専門委員 引き継ぎって書いておいたほうが。

○石堂主査 よろしいでしょうか。どうぞ。

○大山専門委員 課長なのであえて申し上げますが、これでは受けられないと思いますよ。要するに応札しようとする側に立って説明を書かないと。先ほど聞いたようなことが一番大事なところで、それがないだけで普通はだめだと思う可能性がありますので、ましてやそれは口頭の説明では不十分で、書いていただく必要があります。ですから、自分たちは何をやります、やってほしいのはこれですと明確にしてあげないと競争性は上がらないと思うので、ぜひそこは十分な修正を加えていただきたいと思います。

○降旗課長 心得ました。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきますが、事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、SLAの話とか、もうちょっと実施要項に具体的な説明が必要でないかということがございましたので、本実施要項（案）につきましては、警察庁さんにおかれまして引き続き検討いただきまして、本日の審議結果を踏まえて、実施要項（案）について必要な修正を加えていただき、事務局を通じて、各委員が確認した後に意見募集という手続に入っていただきたいと思います。

また、各委員におかれましても、さらになる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○降旗課長 もう1件ございまして、よろしく申し上げます。

○石堂主査 それでは、続いて、警察庁の事前旅客情報照会業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、警察庁情報管理課降旗課長よりご説明をお願いいたします。これも説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○降旗課長 では、3/220ページをお開きください。事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システムは、テロリスト及び不法入国者の上陸阻止、指名手配者の逮捕など、水際における取り締まりの徹底に資するシステムでございます。

(2)をごらんください。内容を示してございます。事前旅客情報システムは、航空会社から提供されます国際線の搭乗者氏名などの旅客情報と、関係省庁が保有します要注目者情報を照合すべく、警察庁から所要の情報を法務省に提供します。外国人個人識別情報



認証システムは、入国審査時に提供されます外国人の個人識別情報と関係省庁が保有する要注意者の個人識別情報を照合すべく、警察庁から所要の情報を法務省に提供いたします。それぞれ我が国の安全対策上、問題のある旅客等の情報につきましては、本システムが法務省システムから受信いたしまして、都道府県警察の関係部署に通報するという流れでございます。

現行システムは、平成24年度、25年度にプログラム開発・整備を行い、平成26年3月から運用を開始いたしました。平成31年2月末に運用期限を迎えることから、平成29年度から30年度にプログラム開発、プログラム保守、システム構築、システム賃貸借を含め一括調達を行い、平成31年3月から次期システムの運用を開始しようとするものでございます。

本件でもOS、ミドルウェアにオープンソースソフトウェアを指定し、次期及び次々期の更新における参入障壁を低くするとともに、現行業者の優位性を減じることができるものと考えてございます。お配りしている業務概要の資料、ポンチ絵をご参照ください。

プログラム開発とプログラム保守で実施している内容は、行政情報管理システムの場合と同じでございます。システムの構築等ではシステムの設計、構築、試験等のほか、システムの運用に必要な教育訓練、完成図書の作成をしていただきます。システムの賃貸借ではサーバ、端末等の機器、パッケージソフトウェアの賃貸借及びそれらの障害修理やパッチ等適用の保守を実施していただくこととしております。

4/220ページをごらんください。(5)に確保されるべき対象業務の質について記載してございます。本件では、我が国の安全対策上問題のある旅客等の情報につきまして認知し次第、迅速かつ確実に警察の関連部署に通報するという業務の性質を考慮し、障害復旧目標時間を設定しました。

具体的には、警察庁及び警察本部のサーバ、端末については8時間以内、警察署につきましては翌官庁執務時間以内とさせていただいてございます。目標時間を超過した場合にはその原因を特定し、改善策を提出していただくこととしております。

また、ウ、技術者駆けつけ時間につきましても、業務の性質を考慮し、先ほどご説明した行政情報管理システムの場合とは異なり、警察庁及び警察本部のサーバ、端末は3時間以内としました。なお、警察署の端末につきましては、警察本部でとりあえずの代行ができるということから、翌官庁執務時間内といたしてございます。

障害報告に要する時間からSLAの締結までは、前の物件と同様でございます。

引き続き、5/220ページをお開きください。(6)でございます。創意工夫の発揮の可能性について記してございます。

168/220ページ、別添6にお示した総合評価基準に従い、質の向上の観点から提案をいただく中で、請負者の創意工夫を反映して公共サービスの質の向上を図りたいと存じます。この基準は、プログラム開発に加え、プログラム保守、システム構築、システム賃貸借を対象にしております関係から、前の物件に加え、駆けつけ時間を短縮するための体制強化などについて創意工夫を期待しております。

5/220ページにお戻りください。(7)の契約の形態及び支払について記載してございます。本件では平成26年、警察庁の行政事業レビュー公開プロセスにおきまして、有識者からいただいたご指摘を踏まえまして、プログラムの開発、保守等システムの構築を一括する調達で進めてございました。

次に、7/220ページの5項をお願いします。スケジュールでございます。現行システムは平成31年2月までの運用ということで、次期システムは平成31年3月からの運用開始予定としてございます。システムの賃貸借とプログラムの保守は、平成34年3月までといたしてございます。入札公告は平成29年3月中旬、入札書及び企画書の提出期限は平成29年5月、2カ月間を確保いたしました。契約締結は、平成29年6月下旬を目途としてございます。

続きまして、8/220ページをお開きください。6項をお願いします。請負者を決定するための評価の方法が記載されている部分でございます。これは前の物件と同様でございます。

続きまして、213/220ページをお開きください。別添6でございます。別添4の4項のとおり、現行システムの契約ではSLAを締結してございまして、この内容は遵守されております。なお、本実施要項2項(5)に記載のある、確保されるべき対象業務の質としております障害復旧目標時間については、現行契約では設定してございません。

10/220にお戻りください。7項(2)をごらんください。本システムでは参入障壁を取り除くため、運用中の別システムから本システムに必要な要注者情報や指紋情報のデータファイルを転送する手段といたしまして、標準的なFTPを採用することとしております。したがって、10項7(2)の資料の閲覧につきましては、前の物件に加えまして、このファイル転送手順の詳細な資料を閲覧できるようにと考えてございます。

以上、駆け足でございますが、次期事前旅客情報システム及び外国人個人情報識別情報

認証システムの入札実施要項についてご説明させていただきました。よろしくお願ひします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）についてご修正、ご意見のある委員は、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。先ほどとちょっと共通したところは共通でご検討いただくということで、今ご説明でもありました創意工夫の発揮というところは、総合評価のどこで受けるのかというところがよくわからなかったんですが。総合評価の項目というのは、さっきのシステムと同じように、今言っていることができていくかどうかということが多く、提案者から発揮される創意工夫は総合評価のどこで受けているのかというのがよくわからないというのがまず1点です。

それからあと、これは先ほどのことも指摘し忘れたんですけども、入札参加資格ですが、グループ参加を認めていただいているのはよろしいんですけども、グループ参加を認めているほかの案件では、この場合であれば7/220ページの4の（4）のような資格みたいなところは、全グループ構成員には求めないとなっているのが普通かなと思います。

それからあと、1社入札というか、特定の企業がずっと勝っていて、よくわからないんですけども、システムの賃貸借の部分というのは既存事業者が有利になるような構造というのはないんでしょうかということで、大きく3点についてお願いします。

○降旗課長 グループ参加を全員に求めないというのは、これは明記させていただきたいと。

○井熊副主査 この4番は大体除外するんです。だから、グループ構成員は1から3及び5から8とか、4を飛ばしたような形にしていますよ、ほかのは。

○降旗課長 その旨で修正させていただきます。

システムの関係でございます。従前はハードについては、OS等について、あまり汎用的でないOSを使っているところもございました。今回は、先ほど申し上げたように、オープンソースソフトウェアを使う。業者の依存性がないOSを使う、あるいはミドルウェアを使うという指定をしてございます。当然その分についての制限、縛りはなかろうと考えてございます。

○井熊副主査 システムの賃貸借というのがあった場合に、既に賃貸借をずっと行ってい

る既存事業者は新しい措置を講じる必要がなく、有利であるとか、そういうことです。

○降旗課長 行政でもご説明しましたように、OS、ミドルウェアを変えてしまったゆえに、つくり直しをするということを考えてございます。

○井熊副主査 だから、既存事業者もシステムの賃貸借に対してゼロスタートで、ほかの事業者と一緒にするはずであると。

○降旗課長 それは先ほど議論していただきましたように、業務の流れを知っているというアドバンテージはどうしてもございます。したがって、プログラム関係のドキュメント類は全て開示をいたします。ソースプログラムも開示をいたします。こういう措置を投じて、何とかそのアドバンテージを低くするという構造をとりたいと考えます。

○井熊副主査 あとは、先ほどの創意工夫を総合評価のどこで受けるのかというのはどこでしょう。

○降旗課長 例えば194/220ページをごらんいただけますでしょうか。これはハードウェア分の加点の項目となっております。一番上の加点基準というのがございまして、技術者の派遣要請があった場合、2時間以内であれば加点というふうにここで規定をしております。プログラムは行政情報管理システムの場合と同じでございます。詳細な画面フローをつくってございますので、なかなか厳しいかと思えます。

○井熊副主査 なるほど。創意工夫と言っている以上、これは警察庁から要請している2時間以内に、3時間から2時間という創意工夫の方法を警察側で規定していて、創意工夫としてはわりと余地が少ないなというイメージがあって、もうちょっと体制面とか、創意工夫として言っている以上、もう少し幅を広げられるような項目があってもいいかなと思えます。

○降旗課長 当方のシステムは、業務との関係がありまして、必要なものを並べて書いてきたということがございまして、結果的に細かい指定をしているという都合がございまして、なかなかその余地がない。仮にあったとすると、更新時にその中身を反映して、どうするという体制でやってございました。その結果が今までのやり方でございます。結果的にどういう体制をとろうが、3時間よりも2時間のほうが警察にとっては好都合であるということで、こういう表記とさせていただきます。

○井熊副主査 でも、質の部分で幾つか何時間以内という規定がしてあるわけだから、それをどうやって達成するのかということに対してのいろんな創意工夫を提案させるということであれば、警察庁さんで言われている、要件を変えることなく創意工夫の提案は求め

られるのかなと。

創意工夫を求めると言った以上、それに対してお金を払わないといけないと思うんです。お金を払うとすれば、それは総合評価の中で評価をする。総合評価の中でその評価項目がなく、かつ創意工夫を求めるといのは、ある意味創意工夫をただでよこさないということになっているわけですから、そこが創意工夫と書かれている以上、受けとめるべきところがもう少し明確になったほうがいいかなと思います。

○降旗課長 2時間で達するという提案をいただきました。そのための裏づけを必ず求めます。したがって、そのときに他社と違う体制をここまで組みます。3時間後だったらこうだけでもという裏づけは其中でいただきますので、創意はここで吸い込めるかと考えてございます。

○井熊副主査 それをもって創意工夫であると。

○降旗課長 はい。

○井熊副主査 わかりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○大山専門委員 今回のこの案件については、一般的に考えると、普通はハードウェアとの分離をするんだろうと思うんですが、今回一緒になっている理由について、何か特殊な事情があるのかというのを教えていただけますか。

○降旗課長 先ほど申しました警察庁のレビューがございまして、そこで前回は分離であって、1社になってしまった。なので、今回は一括でやったらどうだというご指摘を先生方からいただいたというのが、まずのきっかけでございます。

○大山専門委員 でも、やるミッションは警察庁さんが考えるわけだから。検討した結果、そうなったということであればわかるんだけど、きっかけはわかりましたけれども、それはあくまでもきっかけで、理由ではないと思うんです。そこは今回、こういうふうにした理由というのは、改めて聞きますけれども、何だったんでしょうか。何か特殊性があるのかどうか。何もないのであれば。

○降旗課長 それは1回、一括でやってみて、どの程度の競争性が働くかというトライをしてみたいということでございます。

○大山専門委員 でも、ほかではそれをやっている例ってほとんどないですよ。逆ですよ。分割していますよね。分割して、ハードウェアが普通の汎用品だったら下がるというのはわかっていて、まして今回OSまで含めて、独自のものを全部外すという話をなさ

っている。

とすると、普通はやっぱり分割。その前提が前の状態と違うので、今回の調達の様子方は。やり方って、一式か分割かの話をしているんじゃないで、そもそも構成が違うので、今の状況だったら分割のほうが有利じゃないですかというふうに思うんだけど、そこに対してそうじゃないんだという理由がいただければと思う。前はそうかもしれない。確かに違うものが入っているから。

○降旗課長 積極的なものはございません。

○大山専門委員 2つ目は、故障等の障害件数についてはどうなんですか。今の使用している状態について不安だと。例えば業務上、差しさわりが今出ている、あるいは何かが出ていることが予測されている。もっと平たく言うと、何を裏で言っているかという、ストレートに言えば今回ここで急いで変えなきゃいけない理由って何ですかと。要はもう1年引っ張ってでも、分割かどうかしっかり考えた上でやるという方法もあるよねというのがもう1点です。

ついでにもう一つだけ聞かせてほしいのは、今応札している企業というか、実際使っている会社のものの最大の特徴は、一般的に耐タンパーボードを持っているんだよね。それはそちらは使ってないんですねという、その確認をさせていただきたい。要するに本当に競争性のあるハードの話でいけるんですねと。であれば、今度は分割にしない理由って結構難しく、時間が足りなくなるとすれば、今障害が起こっているから、急いで変えなきゃいけないというんなら話はわかるんだけど、なければ考え直したほうがいいんじゃないですかという理屈になるんですけれども、そこに対して回答をいただきたい。

○降旗課長 実は外的要因がございまして、アメリカとの関係で指紋情報のやりとりをするというのがございます。これの期限がございまして、30年9月から試験をしなければならぬということも実はございます。分割してスケジュールが伸びてしまうと、これに間に合わなくなってしまうというつらい事情もございまして、説明が足りなくて済みません。

○大山専門委員 そこはそれなら理由はある程度わかって。耐タンパーボードはないんですね。

○降旗課長 考えてございません。

○大山専門委員 使ってない？

○降旗課長 はい。

○大山専門委員 それは加点にするつもりもないですよ。

○降旗課長　ございません。

○大山専門委員　わかりました。そこだけはっきり。そうしないと競争性が出ないので。

○石堂主査　ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○廣松専門委員　単純な質問で恐縮ですが、Ⅰ、Ⅱの業務プログラムと旅客情報システムは目的が違うということは、それはそれで理解したんですが、その意味で業務プログラムとこれとが、例えば可能性としては別の業者が落札するということはあるということでしょうか。今までは全部1社だったわけですけど。

○降旗課長　十分期待してございます。先生方のご指導もいただきましたので、そのための努力をやってまいりたいと思います。

○廣松専門委員　その場合、警察庁さんは今まで1社でずっとやっていらしたから、あれだけでも、業者が変わったときの対応の仕方がどういうものか私にはよくわからないんですけども、それは十分対応可能ということで。

○降旗課長　すべからず警察庁のコンピューターシステムは1社というわけではございません。複数社もやってございまして、競争性を発揮しながら書類の点検までやっていくというノウハウは得ています。

○廣松専門委員　わかりました。

○石堂主査　ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員　2点お伺いしたいんですけども、1点目は、今回ハードウェアとソフトウェアを一括で調達することなので、本来であればソフトウェアとハードウェアを一緒に設計して、最適化を行うということに対して、何らかの評価を行うべきのように思うんです。

今回、ハードウェアもある程度台数が指定されていて、それに対してソフトウェアを一緒に納めてくださいという形になっているんですけども、例えばハードウェアに関しては仮想環境を認めるとか、ある程度創意工夫が成り立つような提案を評価することでも考えられるのではないかと。それは一緒に調達をして、ソフトウェアも一緒につくるからこそ、そういう設計ができるのではないかと思いますので、何らかそういうことを加点項目なり何なりに含めて、少し業者側が自由に提案できるような仕様にしたらいのではないかとというのが1点目です。

もう一つは、ハードウェアを一緒に調達することになると、ハードウェア性能をどう評価するのかが非常に難しいような気がして、今回、仕様の中を

見ると、64/220に性能要件が書いてあったり、あとは規模要件ですか、登録件数が64/220に書かれているんですが、これだけでは多分不十分で、ピーク時ですね、ある時間にどのくらい登録があるのかとか、参照があるのかとか、そういうピーク性能に関して何らかの評価ができないと、どのくらいの性能を持ったハードウェアを入れればいいのかというのが具体的にわからないのではないかと思いますので、例えば現在運用しているもので何らかのそういうデータがあるのであれば、それをここに載せるなり開示するなりしていただければと思いますので、そこはお願いしたいと思います。

○降旗課長 1点目の仮想化の件でございます。とりあえず今回はその想定はございませんけれども、意見招請をしていく中で仮想化の提案をいただいた場合に、果たして同程度のコストになるかということをお勘案して決定したいと思います。したがって、その中での創意工夫をいただくというのは、意見招請の過程の中でできると考えております。別のシステムでは仮想化を想定した検討を進めてございますので、十分でございます。

それから、現行マシンの性能については、CPU、メモリー、ハードディスクの容量の時間分布についてピーク値を出すことは可能でございますので、これは情報開示の対象とさせていただきます。

○大山専門委員 今の回答はいいと思うんですが、「なお」のもう一つ突っ込んで聞きたいんですけど、縮退率をどう考えていますかということと、それからそのピークの話が出たときに初めて設計ができるので、とれますという回答は今まではわかってないというふうには聞こえたんです。今その数値を把握してない、捕捉してないにもかかわらず、性能の要件が落ちているというのはどうしてだというふうにはこちらとっちゃうので、そこについてこれで本当にいいのかというのは、この性能要件に出てきた理由は何ですかとなっちゃうんです、そういう回答をされちゃうと。測定してこうだったから、ここまでと。それで、もしそうだとすると、縮退率は考えていますかという次の話があつて。

ちなみに、別のところの例では1桁違った例があるんです、ハードウェアの性能の要件が。縮退率をちゃんと勘案したら、そこまで要らないという話になって、金額ががーんと下がっている例もあるので、その意味で情報関係をよくご存じの方、そちらだったら多いと思うので、警察庁さんは、なおのこと今みたいなお話は、回答を仕様で反映するでも結構ですから、そこはしっかり。したがって、ここの性能要件は、今の時点では私は信用しないということに逆になっちゃうんです。

○降旗課長 64/220というのはユーザー側から見た。



○大山専門委員 そこはいいんです。例えばサーバというのは、ご存じのとおり、今コアの数、あるいはボードの数の上、ラックが幾つなんていう話はあまり関係ないんです。そういうことで、トータルの能力はどうかという話なので、その能力で本来言うのが性能要件の話じゃないかと思うので、その辺についてももう1回、済みません、説明の仕方というか、お願いにかえれば、ちゃんとそこを自由度というか、最適設計ができるような格好、先ほどお話がありました、そういう形で読めるようにそこは直していただきたい。

○降旗課長 承りました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○石堂主査 それでは、グループ参加の要件とか、最後のほうに出ましたように、幾つか仕様書にもうちょっと書き込んでいただくという部分もございますので、警察庁さんにおかれましては引き続きご検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して、各委員が確認した後に意見募集を行うようお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましても、さらなる質問、確認したい事項等ございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（警察庁退室、厚生労働省入室）

○石堂主査 それでは、厚生労働省の能力開発基本調査の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室山口室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山口室長 厚生労働省職業能力開発局基盤整備室長の山口と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

参考資料に基づいて、まずご説明をさせていただきたいと思います。お手元に厚生労働省能力開発基本調査の概要という資料がございますので、まずこちらをごらんいただきたいと思います。

まず、調査の目的でございますけれども、この資料でございますとおり、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政の基礎資料等とすることを目的として、平成13年度以降毎年実施をしているものでございます。

調査の概要でございますが、調査の対象は常用労働者30人以上を雇用している民間企業及び民営事業所並びに当該事業所に雇用されている常用労働者となっております。企業調査、事業所調査、個人調査の3種類から構成されております。

調査事項でございますけれども、企業調査についてはOFF-JTであるとか、従業員の自己啓発に対する支援に支出した費用の額をはじめ、能力開発の方針を企業主体で行うか、労働者個人主体で行うかといった能力開発の考え方でありませうか、今後3年間の能力開発の実績や見込みなどについて調査をしております。

事業所調査につきましては、OFF-JTを実施したかどうか、どのような内容で実施したかといった教育訓練の実施に関する事項でありますとか、人材育成に関してどのような問題があると考えているかどうか、労働者のキャリア形成支援としてキャリアコンサルティングを行う仕組みがあるかどうか、こういった点について調査を行っております。

それから、個人調査につきましては、会社を通して受講した教育訓練としてOFF-JTを受講したかどうか、それが役に立ったかどうかといった点でございますとか、自己啓発を行ったかどうか、どのような自己啓発を行ったか、また自己啓発の問題点などについて調査をしております。

調査の流れにつきましては、1枚おめくりいただきまして、そちらをごらんいただきたいと思っております。

調査は3種類でございますけれども、まず企業調査でございます。企業調査の流れについてですけれども、まず図の左下、厚生労働省におきまして調査対象企業の抽出、それから総務省との協議を経まして調査票の作成を行います。これを受けまして、委託先の民間事業者におきまして調査票の作成、印刷、依頼はがきの発送、調査票の発送などを行ってまいります。

また、本調査では、希望する方についてはオンラインでの回答も可能となっておりますので、こうしたオンライン回答のためのシステム構築、運用、保守といった業務も民間事業者が行います。

その後、図の真ん中の下になりますけれども、調査票が配付された調査対象企業におきまして調査票の記入を行っていただきまして、郵送にて提出をしていただきます。委託事

業者においては、回収した調査票の内容チェック、データ入力、集計などを行うとともに、未回収企業に対する督促を行います。

集計結果については、厚労省でその結果を審査した上で委託事業者において報告書を作成し、厚労省で公表を行っております。

次に、事業所調査の流れについて説明します。裏面1ページめくっていただきまして、基本的な流れは企業調査と同様でございますけれども、事業所調査については、調査票の回収につきまして、調査員が調査対象事業所を訪問して行うこととしております。そのほかの流れにつきましては、企業調査と同様ですので省略をいたします。

最後に、個人調査の流れについて説明をいたします。一番裏の資料になりますけれども、これも基本的な流れは企業調査と同様になりますけれども、個人調査につきましては、調査票の配付について、さきに説明しました事業所調査の対象となっている事業所を経由して配付をするという仕組みになっております。先ほど事業所調査の説明の中で、調査員が事業所を訪問して調査票を回収するとご説明いたしましたけれども、その訪問の際に事業者の担当者の方に個人調査票を手渡しして、従業員への配付をお願いするという形になっております。調査票の回収につきましては、事業所を経由することなく、直接委託事業者に郵送していただくという仕組みになっております。

なお、オンラインによる回答も可能となっております。

その他の流れについては、企業調査と同様になっております。

続いて、本調査業務に関する契約状況等の推移についてご説明をいたします。横書きになっておりますけれども、能力開発基本調査業務に係る契約状況等の推移という資料をごらんいただきたいと思います。

平成25年度から本年度までの契約状況につきましては、平成25年度及び平成26年度については2社応札でしたけれども、昨年度及び本年度については1社応札となっております。いずれの年度とも株式会社サーベイリサーチセンターが落札をしております。

競争性改善のための取り組み状況につきましては、特に今年度について仕様書の明確化や評価基準の見直し、事業者への個別連絡などを行ったところでございますが、結果として1社応札となったことから、次年度以降につきましては市場化テストを導入いたしまして、競争性を確保する観点からさまざまな工夫を行うこととしております。

具体的な変更点につきましては、別紙資料、実施要項（案）の主な変更点という資料がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、回収率の向上に向けた変更ですけれども、本調査では過去の実績を見ますと、回収率が一部目標に達しておらず、回収率の向上が課題と考えております。そこで、今回の実施要項におきましては、その次のページにございますとおり、回収率が目標を下回った場合には、費用の1%の支払いを減じるといったディスインセンティブ措置を新たに講じることとしております。

なお、ここで減額の対象となりますのは、そのすぐに上にありますとおり、企業調査で60%以上、事業所調査で70%以上といった回収率でございますので、済みません、この表現だと目標率と書いてございまして、これだと100%というふうに誤解されるおそれがありますので、後ほどこの表現を「上記の最低限達成すべき率」といった表現に改めさせていただきますと思います。

また、すぐその下ですけれども、評価項目の配点を見直しまして、回収率にかかわる問い合わせであるとか、督促といった項目についての配点割合がこれまで5%程度であったところを、11%程度に高めることによりまして、回収率の向上に向けた取り組みをより重点的に評価することとしております。

次に、厚生労働省と委託事業者との役割分担を見直し、民間事業者の業務負担の軽減と創意工夫の活用を図るということとしております。

次のページになりますけれども、督促業務について変更する場合、厚生労働省の承認を不要とするということとしております。なお、必要最低限の督促回数につきましては、本実施要項の別の規定におきまして確保しているということでもあります。

それから、次のページになりますけれども、オンライン回答用のホームページを作成することになっておりますが、これについて従来、事前の厚生労働省の承認を要するというふうにしてございましたけれども、この承認を不要とするということとあわせまして、その下ですが、調査票の検査の要点というものをこれまで厚生労働省が作成するとしていたところ、民間事業者の創意工夫をさらに活用するという観点から、これを委託事業者において作成することとしております。

最後に、競争性を高めるための変更であります。その次のページをごらんいただきまして、まず契約期間をこれまでの1年間から3年間とするということがございます。それから、その資料にございますとおり、事業規模の変動予定につきまして、実施要項では例えば10%程度の範囲内での変動といった形で、具体的に変動幅を記載することによりまして、事業実施の予見性を高めることとしております。

また、その次のページにございますとおり、調査員の配置につきまして、民間事業者において工夫できるという旨を追記いたしまして、民間事業者による柔軟な対応を認めることとするとともに、その下でございますが、これまでは共同事業体による実施を禁止しておりましたけれども、今般の実施要項におきましては代表者の選定など、質を担保するための一定の要件を定めた上で、これを認めるということとしております。

このほか、その次のページにございますとおり、評価項目において新規性、創造性、効率性を高める項目の割合を、従来の約40%から50%に高めるといった工夫。それから、業務体制について、統計調査業務に精通した者との要件に改める。それから、過去の事業実績について、実際の業務規模を踏まえまして、これまで9,000件以上という要件でございましたけれども、これを7,000件以上に緩和するといった見直しを行っております。

以上のような見直しによりまして、本事業について、競争性の確保、民間事業者の創意工夫の活用を図ってまいりたいと考えております。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○廣松専門委員 基本的な枠組みのところですけども、企業調査と事業所調査に関して、企業調査と事業所調査が同時にいくところはあるんですか。同時にしているんですか。別々なんですか。

○石田企画調整係員 お答えいたします。こちらは調査対象の企業と事業所を選定するときに別々にしているので、事業所調査と企業調査が同時になることはありません。

○廣松専門委員 そこは現実がどうなっているかよくわからないんですけども、事業所調査のほうで、教育訓練実施に関する事項とかキャリア支援というのは、どっちかという事業所が決めるのではなくて、企業全体としてそういう方針を持っているのが通常ではないかと思っているんですが、そこを企業と事業所に分けていらっしゃる理由はどういうことですか。

○山口室長 基本的には、企業調査のほうは会社全体の方針を問うような問いについて企業調査にして、事業所調査のほうは現場である程度判断がつくようなものについて事業所調査にするという考え方に立っております。おっしゃるように、会社によっては、事業所調査に今含まれているような内容についても、企業全体で決定している場合もあるんだ

ろうと思います。そのところは会社によってそれぞれ多少違いがございますので、大まかな考えとしては、今申し上げたような考え方に沿って聞いた上で、事業所調査の回答に当たって、実際、企業全体の方針を事業所調査のほうで答えられる方も、場合によってはあるんだろうと思いますし、それはそういった調査の結果であるということで、そういう分析をするということだと思っております。

○廣松専門委員 わかりました。その上で、今回、市場化テストのほうに回すということで、幾つか変更を加えていただいているわけですが、それぞれある程度理由はあるだろうと思うんですが、ちょっと気になったのは、3の競争性を高めるための変更のところに調査の規模というのがあります。これは29年度から31年度で規模が変わり得るということなんですが、最初にあった企業調査が7,300、事業所が7,200、個人調査が2万9,500、それが動くということなんですか、それとも名簿を変えるということなんですか。

○山口室長 調査の規模を、毎年、事業所の数を踏まえて、統計上の観点から必要な数を抽出しておりますので、事業所の統廃合があったりということで若干の変動があるものですから、規模が、全体として数が変わるという趣旨でございます。

○廣松専門委員 わかりました。もう一つ、済みません。この調査系統というところで、特に個人調査票に関して、まず企業、事業所への配付は調査員がやっているんですね。

○山口室長 個人調査？

○廣松専門委員 まず、企業、事業所の2つに関して、配付は調査員の方がやる。

○山口室長 資料の企業調査のところを見ていただきますと、企業調査については、調査票は基本的に配付は郵送で行います。それから、事業所調査についても、配付については基本的に郵送です。回収のところは、企業調査は基本的に郵送で送っていただく。事業所調査のほうは調査員が訪問をして回収する。そういった違いがございます。

○廣松専門委員 個人は？

○山口室長 個人は、事業所を通じて個人に配付をするということですので、今申し上げたように、事業所調査において調査票を回収するために調査員が事業所に行きますので、そのときに事業所の方に、おたくの事業所の何人分ありますので、これを労働者に渡してくださいということでお願いをして、その人に調査票を渡します。それで、事業所の担当者の方が、労働者の方にお願ひしますと言って配っていただく。労働者の方が答えるときは、事業所経由ではなくて直接送っていただく。そういう手続になっています。

○廣松専門委員 ああ、そうですか。ちょっと複雑のような気がするんですが、配付・回収のプロセスを簡素化できるのではないかという気がするんですが、わかりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。お願いします。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございました。今まで1つの会社がずっと続けていて、平成26年度まではチャレンジする人がいたんだけど、そこから先は全然勝つ見込みがないからといって、みんな入札しないという状況をどうやって克服するかということが大きなテーマで、変更点をいろいろご検討されていて、今まで未達だったところに対してアイデアを求めるといのは、私はいいやり方ではないかと思います。そこで、チャレンジャーに対してアイデアを求めて、その人を高く評価すると。

そのときにディスインセンティブを書かれていて、ここを入れるかどうかは悩ましいなと私は思います。ディスインセンティブを入れるところ、今まで目的を達成できなかった既存業者のほうにブレーキをかける形で働くのか、新しく参入してくる人のほうにブレーキがかかる形で働くのかが見えなと思います。

個人的には、こういう目標を達成するための創意工夫を求めて、そのやり方のよしあしを総合評価でしっかり評価するとか、まずは1年目はそれぐらいでいいのかなという感じがするんです。ディスインセンティブをやると、どっちの効果が効いているのかわからなくなってしまうなという感じが私します。チャレンジするのはいいんですけども、2つのことを一緒にやるべきかどうかということは、もう1回十分検討していただきたいと思います。

それからあと、そういうふうにしたときに、評価項目のところにもう少し明確に達成の方法の提案みたいなところを、点数を配分してやったほうがいんじゃないかと思います。

あともう一つ、実績のところ、7,000件以上という実績にプラス加点しているところがあるんですけども、今回の調査規模をすごく意識したことなんですが、こういう総合評価のときに7,000件と例えば3,000件で、スキルとか技術に明確な差がない場合に、7,000件というものをこの事業に非常に関係している数字を与えて、それ以上、以下で有利、不利にすると、やっぱり既存事業者が有利になっていくというのが普通の解釈かなと。だから、そこは理論的にないのであれば、7,000で切るんじゃなくて、ある程度大きい人を評価するとか。例えば8,000件を1件しかやってない人と、5,000件を10件やっている人と、厚生労働省さんはどちらを評価するんだというところがわからなくて、だからそのところはこういう既存の事業者が絡む数字はあまり入れないほう

がいいと思います。

○山口室長 そうですね。例えば今のお話ですと、まさに今、調査実績があるかの上のところは豊富な実績があるかというのがありまして、過去にどのぐらいたくさんやっているかというのを5番で見まして、6番で件数を見るという考え方になっているんですけども、おっしゃったように、今のものをベースにすると、現行受けているところが有利になるというのはそのとおりだと思いますので、例えば7,000件を少し段階づけるとか、そういうイメージ。

○井熊副主査 規模もあるし、件数もありますよね。規模と件数、両方あると思うので、そのところをもう少し柔軟に評価できるようにしたほうがいいんじゃないかと思います。

○山口室長 わかりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○宮崎専門委員 この資料を拝見してしまして、過去の実績と見ると、今回の目標とする回収率に結構差があって、この内容で実施して、今後新しい事業者が決まったときに目標回収率に十分到達するのかというところを少し心配しているんです。

過去の実績を見ると、事業所の回収率だけいいように見えて、先ほどご説明がありましたけれども、全て調査員の方が訪問して回収されるんですね。残り企業と個人は郵送してくださいということなので、とりに行かないので、郵送するかしないかというところが、最後、曖昧になるのかなという気がしていて、だとするとそういったところの訪問回収だったり調査員だったり、もうちょっと回収率が上がることにに関して加点をしっかりとつけてあげるといことを検討されたほうがよろしいのかなと。あと、当然オンラインの取り組みも回収率につながる部分だと思うんですが、今見ていますと、ワーク・ライフ・バランスと回収率の取り組みの加点が大体同じだったりとか、もう少しそこをメリハリをつけないと、回収率が本当に上がるのかなというところにちょっと懸念を感じましたので、その点をちょっと検討いただければと思います。

○山口室長 わかりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○早津専門委員 創意工夫というところに加点がいくというお話だったんですけども、細かく見てなかったのが恐縮なんですけれども、創意工夫というのは回答を求める、要するに回収をするに当たっての創意工夫のみなんですか。電話とか訪問とか、この質問内容というのは固定されているんですか。封筒の内容、オンラインの案内も全部固定されてい



て、ここの内容、例えばこの表記をオンライン回答のご案内とか、ここの表現をこういうふうに変えたりとか、そういう提案というのは。

○山口室長 それは可能です。QRコードを例えば上のほうに目立つように置くとか、そういうご提案はむしろやっていただきたいと思っていて、ただ、調査票で何を聞くかというのは決まっていますので、それ以外の部分については民間事業者の創意工夫を活用したいと考えています。

○早津専門委員 そうすると、回収と書面と両方という、書面というか、この通知自体の回収というんですか、その場合は相談して変えていくということになるんですか。民間の幅広いあれで変えちゃっていいということですか。

○山口室長 実際の実務においては、大体確認していただく方が多いです。民間事業者のほうもこちらに確認をとって進めたほうが安心という面があるのかもしれませんが、実際には提案があって、この提案はまずいという、そんな極端な提案は実際にはあまりないので、そのままやっていただくことが実務上ほとんどですけども、実務上そのような形で相談を受けて進んでいく形が多いです。

○早津専門委員 印象として、回収って、訪問すると回収率が上がるというお話がありましたね。そうすると、結局かなり経費を上げないと回収に結びつかないという判断になりそうで、あと内容を変える、オンラインという意味で。

○山口室長 そうです。

○早津専門委員 そうですね。オンラインだったら、経費をさほど上げずにということなんです。

○山口室長 おっしゃるとおりですね。先ほどもありましたけれども、事業所に訪問して回収すると、かなり上がると思うんですけども、逆にそれはかなりコストがかかりますので。オンラインって今すごく広がっていますし、QRコードは本当は使っていただきたいなと思っていて、QRコードで打ち込むのも小さい事業所さんは難しいので、QRコードですぐできればやりやすいので、来年度から実は仕様書にきちんとQRコードでやってくださいというのは盛り込むようにしているんです。

済みません。さっき説明しませんでしたけれども、オンラインを進めていくというのは回収率を高めていく上で、コストをかけずに回収率を高めるという意味では非常に有効だと思っていて、それでそういうご案内を埠頭の中に入れたりとか、QRコードをつけるとか、それも見える場所に大きく書くであるとか、そういった工夫でオンラインを進め

ていく。実はオンラインの回収率も少しずつ上がっていますので、オンラインの回収率が高まってくると、低コストでたくさん回収できるようになるので、そこを進めていけたらと思っています。

○早津専門委員 じゃ、説明会でもそういう内容を強調されるということですね。

○山口室長 入札の説明会でということですね。はい、そうです。

○早津専門委員 わかりました。

○山口室長 これは調査ですので、回収率が上がらないと調査の信頼性が失われることになりかねませんので。特に個人調査については目標にまだ達してないところが大きいので、そこを何とかしないといけないと思っていますんですけども、そういったところで民間事業者の工夫もぜひ活用して取り組んでいきたいと思っています。

○早津専門委員 そうすると、配点の段階ではオンラインの創意工夫と、創意工夫の対象というのは特に分けてない。分けてあるんですか。

○山口室長 評価項目自体はここに掲げてあるとおりで、さっきもありましたけれども、そういう意味では回収の配点とワーク・ライフ・バランスの配点があまり変わらないじゃないかというご指摘だったと思いますけれども、おっしゃるように回収率の向上のところを少し厚めに評価する、特に創意工夫を厚めに評価することは考えられるんだろうと思っています。

○早津専門委員 そうですね。経費がかかる回収率の上げ方と、そうじゃない創意工夫のオンラインでの上げ方というので、経費を上げれば回収率は上がって、ある意味当然のような気もするので、加点の仕方を考えたほうがいいのかとちょっと思ったんです。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

○井熊副主査 済みません。今のに1個だけつけ加えます。さっきのペナルティーのところなんですけれども、今の早津さんのお話でそう思ったんですが、厳しくしていくと、コストをかけていくと、下手すると不落になる可能性がどうしてもありますよね。

そのときに不落のリスクというのを考えなくちゃいけないということと、あとほかのものでも言っているんですけども、このグループの参加資格のところ、全事業者に対してAからCまでの資格を求めているような形になっているんですけども、それは代表者だけにしている案件が多くて、例えば今回の場合に低コストでやろうと思ったら、わりと小さな会社さんに手伝ってもらって、比較的lowコストで能力を上げようとするのであれば、そういうところは資格を求めないで、質を求めて不落リスクを防ぐ工夫をされたほう

がいいんじゃないかと思います。

○山口室長 わかりました。ちょっと検討させていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

○廣松専門委員 1つだけ。今回の変更で私が一番大きいと思うのは、今までの1事業者単独では業務が行えない場合には、共同体は認めないというきわめて強い書き方だったんですけれども、それを今回は共同事業体を認めるという形になっている点はいいと思います

今まで1社しか応札というか、決定できなかったのはここが一番大きかったんだと思うんです。調査会社で、全国に調査員を確保できる場所というのは決して多くはありませんので、ここを今回広げていただいて、代表者は当然ですけれども、それ以外の構成員に関してどこまで要件を求めるかという点は、今ご指摘があったとおりに少し考えていただきたいと思います。

○山口室長 わかりました。

○石堂主査 最後になるかと思いますが、私、この案件を見たときに、これを企業の社員に対するというふうに考えると、どこの会社も企業の存続のために能力の開発というのは必ずやる。やらない企業はある意味ではだめになっていく。いわば民間に任せておいていい分野でないかなと。それを国があえて調べるということは、国はそれで何をしようとするのかとちょっと疑問に思ったんです。

資料の中に職業能力開発行政という言葉が出てきて、なるほどそういう分野もあるのかなと。ただ、それはどっちかというのと、各企業に任せておいたのではうまくいかないであろう、いわば全人教育とでもいいますか、そういうことについて国はどういう政策をとるかということであって、基本的に各企業が必要であろうことをやることについては、別に調べるまでもなく、民間に任せておけばいいんじゃないかという感じを持ったんですが、それについては何か。

○山口室長 まず、企業が人材育成を行うのは、本来企業経営のためであって、それは企業に任せておけばいいという考え方は、それはそのとおりなんだろうと思いますけれども、私ども厚生労働省の立場として見た場合に、そうした教育訓練の機会が労働者にとって均等に与えられているかどうか。例えば調査を見ますと、正規労働者は十分な機会があるんだけれども、非正規労働者はそうした機会が十分でないといった調査結果も、今回のこの調査で明らかになっています。

まさに今、働き方改革というのを政府で議論しておりますが、そうした非正規の方の能力開発の機会が十分ではないんじゃないか。その場合、企業に任せておくということではなく、そうした訓練の機会が少ない方については、ある程度助けをしてあげる、政府のほうから後押しをしてあげるといった支援で、例えば非正規の方が正規になっていくとか、能力開発で能力を身につけて、より処遇がよくなるということになれば、それは日本経済にとってもいいわけですし、本人にとってももちろんいいということですから、ある程度濃淡といいますか、メリハリがあるんだろうと思っています。

では、どういうところの支援が必要なのかとか、どこが不足しているんだということは調査をしないとわからないので、まさにそういうところを調べるために調査をしているんだろうと理解しております。

○石堂主査 私、さっき申し上げたように、企業に任せておいては抜け落ちるかもしれないところに対して、国がどういう政策をとるか。そのために調査をしているという理解でよろしいわけですね。

○山口室長 はい。

○石堂主査 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 事務局からは特にございません。

○石堂主査 そうしますと、ディスインセンティブの提供をどうするかとか、共同体参加の若干の修正とか、幾つか細かい問題もございますので、厚生労働省さんにおきましてはもうちょっと引き続きご検討いただきまして、本日の審議を踏まえて、実施要項（案）について必要な修正を行っていただき、事務局を通して、各委員が確認した後に意見募集に入っていただくことにいたしたいと思います。

各委員におかれましても、さらなる質問、ご意見等がございましたら、事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（厚生労働省退室、国土交通省入室）

○石堂主査 それでは、国土交通省の国際航空旅客動態調査の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

先ほどに、実施要項（案）について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港施設課

空港施設高度利用推進室勝谷室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○勝谷室長 国際航空旅客動態調査について概略ご説明させていただきます。

航空局のほうで航空の施策を展開していくということで、国内と国際と両方の航空動態調査をやっており、将来的な航空行政の施策、特に航空ネットワークを構築していく上での各空港の施設、ソフト面の施策をどう展開していくかということで、長期的な需要予測を行い審議会にかけ、議論いただいて、施策を展開しています。このような流れとなっておりますが、前提となる基礎データ、国内、国際を含めて、どのように航空旅客が動いているかというのをまず把握しないことには施策を展開できないということで、このような調査をやらせていただいています。

特に国際航空旅客動態調査については、国際航空旅客が近年非常に伸びているということで、特にインバウンド、最近多くなってきていることで、今年も訪日外国人が既に10月で2千万人を超えています。去年が2千万人弱、今年は2千万人を超えて、2千数百万になろうとしています。

今回の調査では外国人と、日本人の方、両方をとらえていきます。日本の空港の中のシェアは、首都圏の成田、羽田が27年度で約56%、関西空港が約22%、中部空港が約6%、あと地方空港で約16%となっています。毎年このような動態調査をやることによって動きをとらえていくということで、27年度について、調査対象は29空港で、北は旭川から南は石垣空港まで、国際定期便と、定期的に就航するプログラムチャーター、特にチャーターでも定期的にスケジュールで飛んでいるチャーター便がありますので、そういった空港を対象としております。

先ほどご説明したように、成田、羽田、中部、関空については、非常に大きなシェアを有しているということで、特に、国際線のピーク月、8月と、あと混んでない11月と両方をとらえていくということで、それぞれで7日間、計14日間調査を行っています。その他の空港についてはピーク月の8月とオフピークの11月それぞれ2日間ずつ、計4日間実施します。全ての出発便からランダムにアンケート調査を行うということで、ターミナルビルの中の待合室、ラウンジで面接方式によって調査員の方が記入していくといった方法、もしくは自ら記入してもらおうという形で行っています。

特に外国人の方が近年非常に多くなってきていますので、15カ国の言語で調査票をつくっています。大きなシェアとしては、英語、中国語、韓国語で8割ぐらいの方を網羅し

ており、その他の方々もいらっしゃるので、15カ国の調査票を作っています。

アンケートを面接方式でということですので、調査のクオリティーを保つためにも外国語に堪能な方を配置して頂き、きっちりとアンケートをとっていただく体制をとということで、この実施要項の中にも書き込んでいるところです。

先ほどご説明したような、7日間と2日間ということで、それぞれの空港でのサンプリング数も、表にあるような数のサンプルをとっています。あわせて、必要な従事者についても、それぞれ全国で154名、例えば成田であれば、1日18名ぐらいを使って調査しています。その調査票でとらえた数字を年間に拡大していただく、あわせて旅客の流動実態について分析を行っていただいています。

この調査は、日本全国でやっていく、サンプル数が非常に多いということですので、当初は3万件という実績に基づくところでありますけれども、それを徐々に下げながら1万件、週当たりの件数にするといったことで緩和をしたり、コンサルタントの等級についてもA等級にB等級もというので、緩和させていただいています。

これだけ全国でやっていますので、コンサルタントに聞きますと、体制的な、調査の中身というよりは、全国的に展開していくことが多分負担感になっているのではないかと思いますので、今回の市場化調査では3年間となります。単年度となると、現地の体制を構築することは負担になるのではないかと思いますので、3年間になりますと、参入が増えてくるのではないかと思います。

さらには、管理技術者についても、当初は資格者をということでしたが、今回は総合評価にしており、加算することで、資格をしぼるということではなくて、より事業者の方々に入っていただきやすく、さらには調査の発注も、年度当初から作業にかかれるようにということで、発注手続もできるだけ早期にやっというということで、できるだけ準備期間を多くできるような形でやらせていただこうかと思っている次第です。

エクセルの表に24年度から27年度までの緩和状況であったり、28年度について、参入するための環境整備についても書かせていただいています。

結果的には、応札者については1社ということではありますが、仕様書取得者数では、数社の方々に関心を示していただいていますので、今回の市場化調査の中で環境整備をしている点を踏まえ、より多くの方々に参加して頂けるのではないかと思います。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)の内容につきましてご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○梅木副主査 ご説明ありがとうございます。こちらですが、平成24年からずっと同じ業者が応札しているということですが、直近2年の入札不参加に対するヒアリングの結果のコメントを拝見させていただいたところ、新しく参入するメリットが少ないとか、利益が小さいので、そもそもこの事業についての業者としてのうまみがどの辺なのか、あまり魅力的に見えてないというコメントと読み取れます。この点について今回対応されている事項は、どのあたりでしょうか？

○勝谷室長 利益については、基準に基づいて積算させていただいているということでありますので、従来から同じような形でやらせていただいています。

本調査の規模が大きいわりにリスクを伴う。単年度で、また来年度とれなくなると、北から南までの体制を整えてということですので、そのようなリスクは負うのかなと思うんですけれども。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ

○早津専門委員 何社か資料は申請しているけれども、実際に1社しか応札していないという状況が続いていて、これを最初ちょっと拝見していて、空港で生に質問していくというのが1つと、あとその結果を報告書としてまとめるという2つの作業をまとめて委託するという理解でよろしいんですね。

それで、報告する作業というのは、拝見していましたら、前年度の資料を参考にと書いてあるんですけれども、これ前年度の資料を見る機会というのはあるんですか。要するに参入するに当たって、どういう報告をしなきゃいけないかというのをわかっていないと入っていけないと思うんですけれども、説明会は特にやられないんですね。質問ができると12/56の6の(2)の1には書いてあるんですけれども、そこに積極的にこういう資料が見られるとか、見る方法、申請方法、質問の受け付け方法も一切記載がないので、この資料だけ見てしまうと、広い参入を希望しているというメッセージがあまり伝わってこないなという印象があります。

○長尾係員 例年どういった作業をしていて、どういうふうに報告をするか、前年を参考にしなさいと書いてあるんですけれども、どういう形でやっているかというのは航空局のホームページに出していますし、公表しているものについては国土交通省図書館でも見られるような形にしていますので、従来どういう形でやっているかというのは、だれでも見

られるような形はとらせてもらっています。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○宮崎専門委員 ありがとうございます。過去、実績として担当している業者がたまたまそうだからということに少し引きずられているような気がして、具体的には11/56で、まず入札資格を測量及び建設コンサルタントの業務に登録がある社となっているんですが、やっている内容はアンケートの統計調査だと思いますので、もうちょっと幅広く、役務とかサービスをやっていることに、そこまで測量とか建設コンサルタントに限定する必要はないんじゃないかということが1点。

同時に、39/56の加点のところも、これは航空局がやっているからということなのかもしれませんが、テクリスの資格がどうなっているとか、技術士の資格が加点になっているんですが、内容としては、例えば外国語対応で英語、韓国語、中国語の対応がどれぐらいできるかとか、そっちのほうに加点をもう少し出したほうが、内容としてはいろんな外国人の方に接して、アンケートを回収する効果が高く見込まれると思います。

従来必須だったものを加点にかえましたというご説明はいただいているんですが、本当にこの業務に必要な資格なのかということと、逆に語学への対応はもっと加点してあげると、業種が限定されずに参加できる余地のある事業者がふえるのではないかと考えておりまして、この2点、入札参加資格と加点のところを検討いただければと思います。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○勝谷室長 確かに役務的なものという考えもありますけれども、この調査はデータをとるものと、あとはそれを年間に拡大する、さらに分析も行うということで、契約担当とも議論しておりますが、そういった分析的な業務も含まれているということでもありますので、役務ではなく、測量及び建設コンサルタント等を参加資格対象として考えさせていただいたところでは、

加点については、ご指摘の点もございますので、確かに語学の加点を高くしていくとか、そういったことは今後検討して、反映させていただきたいと思っております。

○宮崎専門委員 加点のところはいいんですけども、入札参加資格って、これがないと参加できない資格になってしまいますので、そこを測量と建設コンサルタントに限定してしまうと、いくら後ろのほうでもともと必須にした技術士の資格は加点ですと言っても、その前の段階で参加資格なしになってしまうと、結局幅広い事業者を募集できないので、入札参加資格だけはもう少し広くできないかというところはぜひ検討いただければと思



ます。

○石堂主査 いかがですか。

○勝谷室長 繰り返しになりますけれども、データをとるだけと2つに分けるということであれば、役務ということでもですが、分析業務的なものまで含んでいますので、引き続き、測量及び建設コンサルタント等という参加資格、従来と同様な形で行わさせていただけたらと思っております。

○石堂主査 国交省さんが求める業務の質と、参加者を増やしたいということとの引っ張り合いになると思うんです。この点はもう一度検討していただくということでいかがですか。

○廣松専門委員 私も全く同意見です。この調査自体、自計調査と聞き取り調査と両方まじっているようで、その辺の性格もそうなんですけれども、今、分析の側面を強調されましたが、それならばほかの調査のところでも出てきますけれども、統計調査及び分析に知識のある人を加点として加えるなら加えたほうが良いように思ひまして、38ページから39ページの評価表を見ていると、あまりにも狭過ぎるような気がします。

どっちかというところは調査と言いつつ、報告をとっているような感じで、もしそちらのほうに移すのであれば、それなりの業務統計としての位置づけをもっと強めるべきだし、統計調査の一部としてやるのであれば、そこはもうちょっと統計調査としての性格というか、性質をはっきり出したほうが良いんじゃないかと思ひます。

○井熊副主査 やっぱり皆さん同じようにあれしているんですけども、ここで例えば待合室とラウンジで面接方式によって調査員が記入していることに、なぜ技術士とか博士課程の知見が要るのかとか、高く評価されるのかとか、技術系のコンサルタントの人がいるのかがよくわからないわけです。もしそれが必要なのであれば、その必要なことを仕様書に書かないといけません。仕様書に書かないで、あまり技術士などの知識が必要とは思えないような仕様書の中でこういう資格を求めているのであれば、仕様書に書かれてないことによって事業者を評価しようということになっていて、透明性のある入札とは言えないと思ひます。

それで、あともう一つは、資格審査と総合評価が二重評価になっていて、よくないんじゃないかと思ひます。仮にどうしても11/56の5の(4)が抜けないとあったとしても、ここで資格で求めているながら、コンサルタントの登録があるかどうかということで、39/56ページの2番目のコンサルタントの登録のところ加点していますよね。これ

は二重評価していますよね。だから、ある意味、言い方がいいかわかりませんが、内輪の事業者の点数がどんどん上がる仕組みになっていると思います。

あと、資格のところにある一番下のアンケートの実績というのは、こういう条件が資格に入っているというのは非常に珍しいと思います。実績で2,000件とか。これは大抵総合評価の基礎点、あるいは加点に入れるべき項目で、資格にこういう項目が入るのは非常にまれだと思います。

これも38ページのところでは、本業務を確実に実施するための要員を確保している、またはその体制があるということが評価項目の中に入っていて、それは週2,000件、日300件の業務が確実に履行されるということをここで評価されているわけですから、ここをあえてまた資格に入れるのはちょっとバランスを欠いていると思います。

ですので、もしコンサルタントのことを求めるんだったら、コンサルタントが必要である業務をちゃんと明記すべきです。それが明記できてなくて必要だというのは、透明性に欠けると思います。

あと、資格のところと評価のところの二重評価の構造をなくさないといけない。この建設コンサルタントの登録をもって、空港で実績のある人が自動的に点数が積み上がる仕組みになっていますよね。それで、75点の加点のところ、空港の実績があるかないか、コンサルタントの実績があるかないかで5点ぐらい自動的に差がつくんです。ある程度力の均衡した事業者が競ったときに、75点満点で5点の差というのは絶対的な差です。ですので、そのところはもう1回見直されたほうがいいんじゃないか。ほかの分野から参画しようと思った事業者がいて、それと公平に闘える土壌になってないように見えるんです。

○石堂主査 たくさん意見が出ましたけれども、参加資格の問題、それから加点する際に評価される資格の問題あたりを見直していただきたいというのが、各委員の意見だというふうにとめていただきまして、国交省さんのほうでご検討いただけますか。

○勝谷室長 はい。

○石堂主査 ほか、いかがですか。あと、よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特段ございません。

○石堂主査 それでは、今、資格の問題等若干ございましたので、国土交通省さんにおか

れましては引き続き本実施要項（案）の検討をしていただきまして、本日の審議を踏まえて実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して、各委員が確認した後に意見募集を行うようにということをお願いしたいと思います。

なお、委員の各先生方におかれましては、さらなる質問、また確認したい事項等ございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室、環境省入室）

○石堂主査 それでは、環境省の水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、環境省水・大気環境局水環境課甲斐主査よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○甲斐主査 ご紹介ありがとうございます。それでは、環境省からポイントについてご説明させていただきたいと思います。

こちらの水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査につきましては、これまでもご説明をさせていただいた機会もございますけれども、改めてご説明させていただきますと、事業の内容といたしましては「及び」でつないでいることが示しますように、2つの事業からなっております。1つが、水質汚濁防止法という法律が、工場・事業所からの排水を全国規模で規制しておりますが、その規制対象となる約3万4,000の事業所に対して隔年で法令の遵守の状況、あるいは周囲の施設からどのくらいの排出量が出ているのか、排水時にどういった物質が含まれているのか、そういった情報について統計的に調査を行うというのが1つ目でございます。

もう一つが、158の自治体を対象とした法律の施行状況の調査ということでございまして、こちらを実施している理由といたしましては、水質汚濁防止法、あるいは幾つか関係する法令がございますけれども、これらは当然、環境省所管の法令となりますが、実務の権限が自治体に委任されておまして、所管省庁として自治体の実施の状況を把握するためにはこういった調査が必要ということで、毎年法を施行している自治体のほうに規制対象としている施設の数ですとか、例えば立ち入り検査を行ったり、法令違反があったら、その件数等についてご報告をいただいているというものでございます。

なお、こちらの施行状況調査の結果、集まりました規制対象の事業所の数、あるいは事

業所の所在地といった情報を踏まえまして、隔年で行っている①の調査の対象施設を具体的に特定している。そういった状況でございます。

次に、市場化テストのほうでございますが、今回3期目ということで、前回2期目の評価を7月に評価をいただきましたけれども、競争性の確保という観点では1社応札でありましたということと、特に総合調査に関しまして、アンケートの回収率を目標80%としてございましたが、2回期間内に行った調査のうち、1回目の25年度は目標を達成いたしました。2回目は目標を下割ったということで、これを課題として指摘していただいております。こういった状況を踏まえまして、次回の3回目の市場化テストにおきましては、資料に記載の点について改善を図らせていただきたいと思いますと考えてございます。

まず、競争性に関する1つ目ですが、一つ周知をしっかりとっていくという観点で、説明会から事業者による書類提出期限までの期間を広げていくということとして、具体的には半月から1カ月程度、従前より長くするという事を考えてございます。

2つ目が、競争参加の資格と実績につきましても幾つか要件を緩和したいと考えてございまして、1つが統計関係に精通した責任者の方というのを要件としておりましたが、これは統計、特に化学物質を扱いますので、そういった内容についてある程度一般的なことがおわかりになる、業務に携わる方がいらっしゃるかどうか、そういった内容に緩和をさせていただきたいと思っております。こちら責任者の方はいらっしゃらないけれども、ある程度一般的な自然科学、あるいは数理系のことについて統計処理ができるような方が事業者のほうにいらっしゃればよろしいのではないかとということで、新しい要件として緩和させていただいているものでございます。

要件緩和の2つ目が、こちらも同じような趣旨のものとなりますが、水質関係の公害防止管理者というものを第1種ということで指定していたんですが、こちらは種類は特に問わない、第1種に特に指定する必要はないだろうということで変えさせていただいております。

前期に課題となりました2つめがアンケートの回収率の向上ということでございますが、こちらはこちらの本委員会だけではなくて、統計法を所管する総務省さんからも一般統計の質の確保という観点から、課題として指摘をいただいておりますので、以下のような改善を図ろうと考えてございます。

実際のところ、施設の種類といいますか、業種によって水質汚濁防止法の規制対象施設というのは数が違っておまして、例えば一番数が多い業種ですと、旅館業で6万とか、

畜産・農業で3万とか、そういった施設があつたりしまして、そのうちのある程度の割合が排水規制の対象になっているというのが仕組みとなっているんですが、一方で、国内で数カ所しかないような業種というのもあります。なかなか回収率が上がらない場合というのは、数が多い業種が要因に挙がっている場合が考えられますので、実際やる際にどの業種からの回答率が低いのかなどを見ながら、特にこの業種について回収率を上げる必要があるという絞り込みを重点的に行つて、そこについて事業者の方に回収率の向上を図っていただくという督促をして、回収率の向上を図るということを考えています。

それから、同じ趣旨になりますけれども、回収率を上げるために落札者の方といいますか、事業を実施する事業者の方に設備と対応人員を確実に確保していただくということを明記しております。こちらはもともと運用としてはお願いしていたんですが、実施要項(案)の中に明記されてございませんでしたので、今回明記をさせていただいたものでございます。

ほかの修正事項でございますが、こちらは一般統計の調査の一環として行います関係でございます。2次利用の申請の件数というのが総合調査につきましてはございますので、総合調査の関係については2次利用をしていただけるようにデータの一覧化といいますか、整理をするための作業というのを1つだけ加えてございます。ほかの内容については変更はございません。

なお、パブリックコメントを先般実施いたしましたところ、1人の方から12件のご意見をいただいております。これにつきましては、その結果を踏まえて既に反映させていただいておりますが、お手元「パブリックコメント御意見」という一覧が対応を整理した横表でございます。基本的には条文番号を漢数字から数字にすべきだとか、そういう修辭上の修正についてかなり細かくご指摘をいただいているところがございましたので、それらは全て反映させていただいております。

1点、競争参加資格の関係で、A等級というものを当初の実施要項(案)では加えておりませんが、B、C、Dというカテゴリーだけを入れていたんですが、これにつきましては当初、環境省全体の契約事務取扱要領におきまして、全ての等級を含めて1回目に応札することはできないとしてございますので、それで含めていないということにしております。

なお、前期の5年前の入札の際には、3等級で応募したところ、残念ながら結果的に落札がなかったということで、4等級に広げて応札したということはあるんですけれども、

基本的には3等級で応募させていただいて、その間に周知等をしっかりやることによって、積極的に事業者の方に応札していただけるように努力すべきかと考えてございます。

ポイントとしては以上でございまして、具体的などころにつきましては、お手元に実施要項（案）をお示しさせていただいておりますが、1カ所だけご説明させていただきますと、4ページにアンケートの回収率の向上に関する追加的な記述をお示ししておりますが、中段の下のほうに「(回線数及び人員等)を確保すること」ということを体制の具体的な内容として明記させていただいているほか、4ページの下から数行目、「そのために」以降のところですが、回答率が特に低い業種がその都度、調査の状況によって出てまいりますので、特にそこに絞って督促等をかけていただく。そういうことをしてございます。

基本的な内容としては以上でございまして、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）についてご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○早津専門委員 エクセルの表の24年から28年度の不落になったところは、随意契約で契約したという理解でよろしいですか、実際はどこがやったということになっているのでしょうか。

○甲斐主査 お手元の契約状況等の推移という資料でよろしいでしょうか。24年度から28年度の業務の入札につきましては、一度入札を行ったところ、残念ながら応札者がいらっしゃいませませんでしたので、その次の欄に再入札という欄がございまして、そこに事業実施者として株式会社日本能率協会総合研究所と記載してございます。こちらの事業者の方に今年度まで実施をしていただいているところでは。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○廣松専門委員 統計調査という観点から見て、調査対象が総合調査のほうで3万4,000ですね。母集団、要するに3万4,000を選ぶわけですけれども、母集団の全体はどうなっていて、そこからどういう選び方をするのかという点に関してあまり説明がなくて、統計調査として受けようとした場合にその辺の情報が不足しているような気がするのと、5ページのオンラインのところですが、郵送による回答に関しては、事業者がオンラインシステムにデータ入力をするというふうに書かれているんですけども、大体どの程度の

割合で郵送が来て、したがってデータ入力を民間事業者がやらなきゃいけないのか、その辺に関してもう少し情報が必要ではないかという気がします。

それと、パブリックコメントにもあったようですけれども、24年から28年、現在進行中のものに関しては、資格に関してA、B、C、Dと書いてあるのに、どうしてAだけが今回の実施要項では抜けているのか、その理由がよく分からない。

とりあえず3点お願いできればと思います。

○甲斐主査 ご指摘ありがとうございます。説明が不十分なところがあり、大変申しわけございませんけれども、まず1点目の3万4,000という施設の選び方をどのようにしているかということですが、こちらは母集団全体が3万4,000ということになってございまして、先ほど旅館業が何万という言い方をしてしまったので申しわけございませんでしたけれども、水質汚濁防止法という法律の中では、工場を設置したら自治体に届け出だけされる施設と、具体的に排水規制が適用される施設という2種類がございまして、届け出だけが必要な施設というのが、例えば旅館業が6万とか、そういう数になります。

ただ、かなり規模の小さいところのほうが実態として多くございますので、排水規制が適用される事業所というのはそのうちかなり限られてございまして、その全ての業種を足し合わせたものが3万4,000となっております。こちらは全数調査が必要なのかという点につきましては、統計法を所管される総務省さんから審査をいただいております、今のところはお認めいただいております。

理由といたしましては、こちらの法律で規制しております業種が100業種程度ございまして、なおかつ排出先の水域ですとか、排出する有害物質の種類ですとか、組み合わせると種類が非常に多くございますので、全数調査としないと代表性がなかなか担保されないという問題がございまして、このような形としております。

ただ、非常に対象事業場数が多い業種もございまして、そこが回収率が引き上がったたり、引き下がったりという要因に非常に大きく影響してございまして、それと統計調査の関係については総務省さんからもご指摘をいただいておりますので、回収率を上げられるように努力してまいりたいと思っております。

2点目のオンラインでの回答ということでございますけれども、実績は大体一、二割ですけれども、実施要項案にこの情報が記載がされておきませんので、記載する方法を検討させていただきたいと思っております。

3点目の入札参加資格に関係しますが、先ほどご質問いただきました資料の中で、前回

は入っていたB等級が、今回はA等級ということなのですが、入っていない理由についてですが、これは全体的な当省の入札のルール上の仕組みになって恐縮なのですが、それぞれの年度ごとの予定価格に応じて、AからBというのは、Aというところは金額が大きい場合に中心に据えられるような事業者ということになって、ランク分けがされているわけですが、24年度から28年度の業務につきましては予定している価格の数字から、数字は公表できませんけれども、B前後の等級が相当する価格でありましたので、その前後最大ということで合計3等級について応募させていただいたということですが、結果的に落札者がなかった場合には等級を広げるという措置を通常行っておりまして、結果的に前回の入札では全ての等級を対象としたということです。

ただ、これはあくまで最初の3等級というところで、残念ながら応募がなかったときに限定的に行っている措置でございますので、今回の場合は入札の想定している価格が中心らしいという体系になりますので、まずはB、C、Dでやってみて、入札がないようなことになり、なるべくそのようにならないように努力させていただきますが、残念ながらそういうふうになってしまった場合にはAも含めるということになります。こちらはこの本件だけに限らず、環境省全体の入札の調達案件でそのようなやり方をさせていただいておりますので、ご理解いただければ幸いです。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○井熊副主査 いろいろ緩和のことを考えて入れているんですが、24年からの入札のところ、21年まで何社も出ていた技術系の企業が何で入札しなくなってしまったのかというのは、何か分析されていますか。

○甲斐主査 こちらでございますが、個別に事業者の方にお問い合わせをさせていただいたところ、こういった環境に係る統計調査の部門がちょうど閉鎖になってしまった会社さんがいらっしゃったりしまして、それで24年度のときにすぐに応募される方がいらっしゃらなかったということはお聞きしてございます。したがって、今回もなるべく新しい方に応札いただけるように周知の期間をしっかりとるという考え方で、改善を図らせていただきたいと思っております。

○井熊副主査 コストの問題じゃなくて、社内の部門の再編成の問題でなくなった企業が多かったと。

○甲斐主査 そのように伺っております。ちょうど環境の分野のそういう調査からは手を引かれてしまったという会社さんがいらっしゃいまして、残念ながらそういうことを伺っ



ております。

○井熊副主査 わかりました。

○石堂主査 ほか、いかがですか。どうぞ。

○廣松専門委員 もう1点、細かいことですが、資格のところ、例えば18ページの評価項目のところ、統計調査（自然科学分野）と書いてあるのはどうしてなのか。その下のほうで水質関係公害防止管理者等、技術的なことに関してはそこにあるような気がするんですが、統計調査で自然科学系の分野というのはあんまりないというか、どちらかというこの調査自体もそうですけれども、全体、特に全数調査ということであれば報告のような気がして、統計調査（自然科学分野）というふうに限定しないほうがいいんじゃないかという気がしますけれども、いかがですか。

○甲斐主査 ありがとうございます。こちらは実は現在実施していただいている事業者の方が、クオリティーはしっかり確保していただいているんですが、時折、有効数字等の基本的なところをご理解されていないような担当者の方がいらっしゃるということから、こういった記載をしたんですけれども、確かに競争入札ということで、なるべく広い方に応募していただけるようにする観点から、下の記載とも重複しているところもあるかと存じますので、自然科学分野というのは省内で調整させていただきますが、なるべく外せるなら、そのようにしてまいりたいと思います。

○井熊副主査 技術系の会社がこういう統計調査にかかわらなくなったと、事業再編上。であるとすれば、技術系の会社が持っているような素養を資格からなるべく排除していかないと、例えば技術士であるとか。そういうふうにしないと参加者が出ないということになりますよね。そこはできるだけマーケットの情勢に合わせた資格条件を考えたほうがいいんじゃないかと思います。

○甲斐主査 ご指摘を踏まえて、検討させていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

私から。②の調査で158の自治体等というのがあるんですけれども、これは官民で考えると、地方にある役所から環境省という役所に報告が出れば済む話のような気がして、民間業者にわざわざ調べさせるのでなくて、環境省が指示をして、自治体から必要なデータをとる。その先の分析というのは外注する必要があるかもしれませんが、報告をとるといのは、民間の手をわずらわせて電子メールでアンケート調査をしないととれないものなのかなという疑問を持ったんですけれども、そこはいかがなんでしょうか。

○甲斐主査 こちらは具体的な内容までご説明できておらず、大変恐縮ですが、分析とい  
いますか、情報の処理も含めて業務として組んでございます。

それから、申し上げたように、確認で行っております総合調査の内容ともリンクしてお  
りますので、それを一体として行ったほうがトータルな業務効率としてはいいのではない  
かということで、このような形とさせていただいております。もちろん環境省の職員みず  
からが全てできるのであれば、なるべくそのようにすべきということは重々承知しており  
ますけれども、調査がリンクしているということが特に一番大きな理由でございます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 ございません。

○石堂主査 それでは、先ほどの要件のところは修正するというところでよろしいですか。

○甲斐主査 念のため省内で最終確認をさせていただきますが、大丈夫かと存じます。

○石堂主査 それでは、問題点としてはそこだけだったかなと思いますけれども、本実施  
要項（案）につきましては環境省さんのほうで引き続きご検討いただきまして、本日の審  
議を踏まえて、実施要項（案）について必要な修正を行っていただき、事務局を通じて、  
各委員が確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

なお、委員の方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、  
事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（環境省退室）